

入間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の要旨

1 改正の趣旨

入間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例は、平成 15 年度に墓地等の経営等の許可に関する事務が埼玉県より市に権限移譲されることに伴い制定され、平成 15 年 4 月 1 日より施行しています。条例施行以来、本市では墓地等の経営許可の基準について見直しを行っていませんが、近隣市においては、墓地等とその周辺的生活環境との一層の調和を図るため、墓地等の経営許可の基準の見直しが行われています。

そのため、墓地等の経営許可の基準について見直しを行っていない本市条例では、墓地等とその周辺的生活環境との調和が図れない墓地等の開発が行われる可能性があります。

今回、そのような事態を防ぐ目的から、条例の一部改正を行いたいものです。

2 改正の内容

1 墓地等の経営ができる者の規定の改正（第9条第1項関係）

墓地等の経営ができる者に「公益社団法人」を加えるとともに、公益法人の「既に市内に事務所を有するもの」を「市内に事務所を有するもの」に、宗教法人の「主たる事務所を既に市内に有するもの」を「主たる事務所を市内に5年以上有するもの」に改めるものです。

2 道路の接続要件の規定の追加（別表第1（第9条関係））

墓地、火葬場の接続道路は、建築基準法第42条第1項各号に規定する6m以上（墓地、火葬場の敷地面積が1万㎡以上である場合は9m以上）の通り抜け道路で、かつ、複数方向で同様の道路に接続することを追加するものです。

3 緑地の面積割合の規定の追加（別表第2（第9条関係））

墓地の区域の面積に占める緑地（駐車場の区域を除く。）の面積割合を20%以上確保することを追加するものです。

4 自動車駐車台数の規定の改正（別表第2（第9条関係））

墓地については墳墓区画数の10%以上、納骨堂については納骨壇数の5%以上の自動車駐車台数を確保することを追加するものです。

5 既存墓地等の取り扱いについて（附則 第3条第2項関係）

既存の墓地等は、原則、改正後条例（別表第1・第2）の規定は適用しませんが、墓地面積を500㎡以上拡張する場合は、「道路の接続要件」及び「緑地の面積割合」並びに「自動車駐車台数」の規定を、火葬炉を50%以上増設する場合は、「道路の接続要件」の規定を適用するものです。

なお、墓地、火葬場の経営許可後1年以内に、墓地の拡張や火葬炉の増設を行う場合、累積扱いとします。

3 施行日

平成31年4月1日